

「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」第5回委員会
－委員の主な意見－

1 緑資源機構の組織・事業

- 緑資源機構の廃止は、政治的決断によるものであり、本委員会の議論の結果として導かれたものではない。
告発された事案は林道事業の調査・コンサルタント業務という7億円程度の分野に過ぎず、組織廃止は極めて重い措置である。
- 林道事業の地方への移管に当たっては、地方財政のこれ以上の負担を避けるよう、これまでと同程度の補助が必要である。
- 入札調書によると調査・コンサルタント業務だけではなく他の業務でもほとんどのケースで、極めて不自然な入札が行われており、緑資源機構が廃止されても、天下り・官製談合の構造が存続しないようにすることが重要である。
- 緑資源機構の廃止は、第三者委員会におけるこれまでの検討の範囲を超えたものであり、農水省・林野庁の下した判断であることを明確にするべきである。

2 緑資源機構の人事（経過措置法人、事業を承継する法人も含む）

- 人事が固定化しないよう、民間等を含めて人事交流を進めるべきである。
- 官製談合をなくすため、「天下り」を受け入れている法人には事業の発注をやめるべきである。
- 事業担当部署と契約担当部署を分離すべきである。

3 受注法人の組織、業務、人事

- 起訴された受注法人の設立許可の取消しはやむを得ないが、その他の受注法人について測量・建設コンサルタント業務からの撤退又は自主解散まで求めることはどうか。
- 意見募集により、現場の生の声も聞くことができた。地域の雇用にも配慮しつつ、受注法人の組織、業務、人事のあり方を考えることが必要である。
- 受注法人にとって、設立許可の取消しは大きな問題であるが、談合によって仕事がゆがめられ、税金が無駄に使われていたことは事実である。雇用に配慮しすぎて、本末転倒な議論をしてはならない。
- 公益法人として問題があるということであれば、株式会社化し存続させることがよいのではないか。
- 公益法人が競争入札で民間と競うことは公平ではない。公益法人が民間企業と入札で競争しているような状況については、改善が必要と考える。

4 林野庁の組織、業務、人事

- 林野庁から各団体に対するチェック機能が働いていないことが問題であり、各団体に対するチェック体制のより一層の強化が必要である。
- 林野庁においては、自ら発注している事業について談合が行われていないか、内部調査を実施すべきである。

- 緑資源機構の組織をあっさり廃止することは、別の見方をすると、重要性がない組織を今まで抱え、年間約500億円もの税金を投入していたとも言える。
- 人事については、技官と事務官の枠を取り払い、省庁間、民間との人事交流を進めるなど、談合を生むような閉鎖性を生じないようにすべきである。
- 森林・林業に関する新たな施策を打ち出そうとした時に今回の問題が生じたそうだが、この問題を乗り越え、もう一度新たな行政に積極的に取り組んで欲しい。そのために住民や自然保護団体等と話し合う接点を持つ仕組みを作って欲しい。

5 入札改革と監視の強化

- 官製談合の防止のためには、受注者に談合をさせないことのほか、発注者が関与しないことが必要である。このため、発注者側が、談合が起こる仕組みをよく理解し、法令遵守の意識を強く持つことが必要である。
- 受注企業に対し、法令遵守の徹底を求めただけではなく、ペナルティーの強化も必要である。入札資格停止を3年間にするといったことを考えるべきである。
- 一般競争入札に移行しても、談合がなくなるとは言えない。電子入札の早期導入等、一般競争入札が機能する環境をつくるべきである。
- 官製談合は、一般的な談合とは性格が異なる。「天下り」を受け入れている法人には、入札参加資格を与えないことが必要である。
- 組織の自浄作用には限界があると考えられることから、内部情報の提供が担保される仕組みが必要である。
- 農水省の基本姿勢の入札改革の部分には、これまでの官製談合の防止対策が模範解答的に盛り込まれており、一般的にはこの対策を評価して良いものとする。

以上のほか、次の意見があった。これらの意見は、報告書を取りまとめる中で議論していくこととなった。

- 本委員会の終了時点において、今後の林野行政に対して提言をしたい。
- 緑資源機構の廃止について、検討の前提条件として位置づけるのか、委員会としての整理をすべきである。

(注：この概要は、事務局の文責でとりまとめたものです。)